

環境創造型農業サミット企画・調整業務
企画提案コンペ募集要項

1 趣旨

兵庫県が平成4年度から提唱、推進している地球環境や生物多様性などに配慮した、人と環境にやさしい「環境創造型農業」を大阪・関西万博を契機に広く発信するため、令和7年6月に「環境創造型農業サミット」を開催する。

サミットは、広く消費者に環境創造型農業の価値を理解してもらうことを目的とし、そのための企画・調整業務を委託する事業者を選定するための企画提案を募集する。

2 応募資格

民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。

- (1) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等ではないこと。
- (2) 県の入札参加資格制限基準（地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく）による資格制限を受けていない団体等であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、応募書類の受付期間において受けていない団体等であること。
- (4) 県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税についての未納のない団体等であること。
- (5) 事業の実施にあたり、県や関係者との打ち合わせなどに適切に対応できること。
- (6) 業務内容について守秘義務を順守できること。

3 委託内容

別紙「環境創造型農業サミット企画・調整業務仕様書」のとおり

4 委託条件

- (1) 委託期間
契約締結日（令和6年●月●日）から令和7年3月31日
- (2) 委託料
¥2,000千円を上限とする。（消費税含む）

5 応募

- (1) 募集期間
令和6年7月25日（木）から令和6年8月16日（金）16時まで
- (2) 提出書類及び部数
 - ①応募申請書（様式1）・・・・・・・・・・正1部・副9部
 - ②提案者概要（様式2）・・・・・・・・・・10部
 - ③企画提案書（指定様式なし）・・・・・・・・10部
 - ④経費積算見積書（様式3）・・・・・・・・10部
 - ⑤誓約書（様式4）・・・・・・・・・・1部

⑥同種または類似事業の実績の内容が分かるもの（指定様式なし）

・・・・・・・・・・10部

⑦添付書類・・・・・・・・・・各1部

ア 定款（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類

イ 登記簿謄本（法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（提出の日において発行から3か月以内のもの）

ウ 会社概要等、応募者の概要が分かる書類

エ 申請日が属する会計年度の前年度の決算書類（事業報告書、貸借対照表及び損益計算書）

(3) 提出方法

持参または郵送により上記(2)①～⑦を令和6年8月16日(金)16時(必着)までに提出すること。

※郵送による場合は、書留郵便等配達記録が残るように郵送すること。

※持参の場合、受付は土日・祝日を除く各日の9時から16時(12～13時を除く)とする。

(4) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県農林水産部農業改良課 担当 武田敏秀

(5) 内容についての質問等

①令和6年7月31日(水)までに電子メールにより事務局に質問内容を提出の上、電話連絡すること。事務局のメールアドレスは「12 事務局」に記載。

※メールタイトルを「【質問】環境創造型農業サミット」とすること。

②回答は、令和6年8月7日(水)までに実施する(関係者などへの確認を要するため、期限までに回答できないものは、その旨の連絡をする)。

(6) その他

①企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

②提出された企画提案書等は、本企画提案コンペの審査のためにのみ使用する。

③提出された企画提案書等は、返却しない。

④提出された企画提案書等は、非公開とする。なお、採用された企画提案書、団体名等については、提案者の承諾を得た上で、一部その概要を公開する場合がある。

6 審査等

(1) 審査方法

①提出書類をもとに、事務局において事前審査をし、これを通過した者のみ、後日「環境創造型農業サミット企画・調整業務企画提案コンペ審査会」において内容を審査する。

②原則として応募者にプレゼンテーションを求める、ただし、応募者多数の場合

- 合は、数社程度まで絞った上で実施する。
③審査会は非公表とする。

(2) 審査基準

審査項目		評価のポイント	配点
1 事業実施 体制 (25)	(1) 組織体制・事業 計画の妥当性	スタッフの配置等、事業が適切に遂行できるか。 明確で実行可能なスケジュールか。	15
	(2) 類似事業の実績	類似事業（様々な視点で）の実績はあるか	10
2 事業内容 (65)	(1) 事業理解	本県環境創造型農業推進の特徴や本業務の趣旨を的確に捉えた提案内容となっているか。	25
	(2) 戦略及び戦術 提案	事前事後の広報、当日の開催内容などについて、集客に効果があり、来場者の環境創造型農業への理解を促進するなど、効果的な提案内容となっているか。	40
3 予算 (10)	予算見積もりの妥当性	経費が明確に示されているか 経費内訳は業務内容に見合った適切な額であり、配分がなされているか	10
合計			100

(3) 審査結果の通知

審査結果は採否にかかわらず、参加者全員に対して、書面により通知する。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

- ①「2 応募資格」に該当しない場合
- ②要項に違反または著しく逸脱した場合
- ③選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ④応募提案書類に虚偽の記載を行った場合
- ⑤その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

(5) 採択の取り消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、採択を取り消す場合がある。

7 委託契約の締結

- (1) 県は、選定された事業を提案した事業実施団体と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (2) 契約形態は、精算条項を設けた概算契約とし、契約条項は県において示す。
- (3) 契約の相手型となる事業者等は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付する。

8 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部または全部を解除

し、委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部または全額の返還が必要となる場合がある。

- (2) 上記(1)により契約を解除した場合は、損害賠償または違約金を求める場合がある。

9 事業報告等

- (1) 委託事業終了後は、事業実績報告書を県に提出する。
(2) 事業実施の進捗状況については、上記以外にも随時報告を求める場合がある。

10 委託料の支払い

- (1) 委託料は原則精算払いとし、事業終了後に提出される実績報告書に基づき、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認した上で支払う。
(2) 上記にかかわらず、事業の遂行上必要と認める場合は、前金払いを行うことができる。前金払いの金額は県が決定する。なお、実際に事業に要した経費が前金払いをした金額を下回った場合は、既支払額との差額について返還を求める。
(3) 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、県が必要と認めるときは、委託料を変更する場合がある。

11 留意事項

(1) 著作権等

- ①本業務により制作されるコンテンツ、システム、マニュアル等の著作権は県に帰属することとし、県は加工及び二次利用できることとする。
②著作権・肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、事業実施団体は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関して何らかのトラブルが生じた場合、事業実施団体の責任において処理するものとする。

(2) その他

- ①事業実施に関しては、企画提案書中の全ての提案が採用されるものではない。県と事業実施団体との相談によって、事業内容を変更する可能性がある。また、契約書及び仕様書並びに採択された企画書に記載のない事項や、新たな事項が生じた場合には、県と協議し、その指示に従うこと。
②事業実施団体は、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
③本事業の経理を明確にするため、帳簿や通帳口座を本事業単独で作成する等、事業実施団体が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
④事業実施に際しては、県と連絡を密にして業務にあたり、業務の進捗状況については、県と協議し、その指示に従うこと。
⑤業務全般を統括できる業務責任者を置き、その者を通じて必要時に連絡・協議が行える体制とすること。
⑥事業実施団体は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を事業終了後5年間保存すること。
⑦機密の保持

事業実施団体は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければな

らない。契約終了後もまた同様とする。

⑧個人情報の保護

事業実施団体は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

⑨再委託

本業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性が分かる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託をした業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

⑩令和7年度に県が同事業を実施する場合、県及び令和7年度の事業受託者に対して、必要となる情報提供・引継等を遺漏なく行うこと。

12 事務局

兵庫県農林水産部農業改良課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

電話 078-362-3423 FAX 078-341-7733

メール Toshihide_Takeda@pref.hyogo.lg.jp

13 参考（今後のスケジュール）

- ・募集期間 令和6年7月25日 ～ 令和6年8月16日
- ・審査 令和6年8月26日の週（予定）
- ・受託者決定 令和6年8月下旬
- ・契約 令和6年9月2日（予定）

(様式1)

環境創造型農業サミット企画・調整業務
企画提案コンペ応募申請書

令和 年 月 日

兵庫県農業改良課長 様

郵便番号
住所
名称

代表者職氏名 印

電話番号
メールアドレス

環境創造型農業サミット企画・調整業務企画提案コンペ募集要項に基づき、下記のとおり関係書類を添えて応募します。

なお、同要項「2 応募資格」に規定する応募資格を全て満たしていることを誓約します。

記

- 1 提案者概要 (様式2)
- 2 企画提案書
- 3 経費積算見積書 (様式3)
- 4 誓約書 (様式4)
- 5 同種又は類似事業の実績の内容が分かるもの
- 6 添付書類

定款又は寄付行為 (法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類)

登記簿謄本 (法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類) (提出の日において発行から3か月以内のもの)

会社概要等、応募者の概要が分かる書類

申請日が属する会計年度の前年度の決算書類 (事業報告書、貸借対照表、損益計算書等)

(様式2)

提案者概要

提案者名		
本社の所在地		〒
担当者	所属・氏名	
	連絡先	
	E-mail	※パソコンからのメールが受信できるアドレスを記載願います。
設立年月日	年 月 日	
法人化年月日	年 月 日 ※法人化していない場合は記載不要です。	
業種		
従業員数	人 (うち正社員 人)	
労働保険等の加入状況	労働保険 (加入・非加入) 社会保険 (加入・非加入) ※それぞれについていずれかを○で囲んでください。	
主な事業内容		
関連・類似事業の実績 (過去3か年間)		

【記入にあたっての注意事項】

枠内に収まらない場合は、必要に応じて枠を拡張するか任意の様式 (A4サイズ) で別紙として作成してください。

(様式3)

経費積算見積書

提案者名：

(単位：円)

費目	積算内訳 (単価・数量等)	見積もり金額
小計 (A)		
消費税 (B) = (A) × 消費税率		
合計 (C) = (A) + (B)		

【記入にあたっての注意事項】

- (1) 必要な項目が記載されていれば、Excel ファイルで作成した経費積算見積書でも差し支えありません。
- (2) 費目ごとに形状する見積金額は全て税抜き金額としてください。
- (3) 「費目」欄は、旅費、謝金、消耗品等の名称を記入してください。
- (4) 「積算内訳」は可能な限り、積算根拠 (数量、単価等) を明示してください。
- (5) 消費税免税事業者の場合は、「消費税」欄にその旨を記載してください。
- (6) 枠内に収まらない場合は、必要に応じて枠を拡張するか任意の様式で別紙として作成してください。

(様式4)

誓約書

令和 年 月 日

兵庫県農業改良課長 様

(申請者)

事業者の名称

代表者の職・氏名

電話 () ー 番

電子メール

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号（以下「条例」という。））を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

記

- 1 条例第2条第1項に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、前二項に該当する者をその受託者としめないこと。
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他、県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。